

主な話題

- p 02 集団検診(10月)の予約を受け付けます
p 03 「終活応援セミナー・ミニ終活相談会」に参加しませんか？
p 04 9月10日～16日は「自殺予防週間」です

住まなくなった家などを **登録** しませんか？

「東海村空家・空地バンク」



所有している空き家や空き地を、「東海村空家・空地バンク」へ登録すると、その情報が村公式ホームページで公開されます。この機会にぜひ、空き家等の利活用を検討してみませんか。

対 象

村内に所在する空き家等の所有者または管理者(売却や賃貸を行う権利を有する方)

空き家・空き地の要件

▽居住、その他の使用がなされていないことが常態的となっている空き家(旧耐震基準も可)で、一戸建ての住宅

▽過去に建築物が存在していた空き地(市街化調整区域は地目が宅地のものに限る)

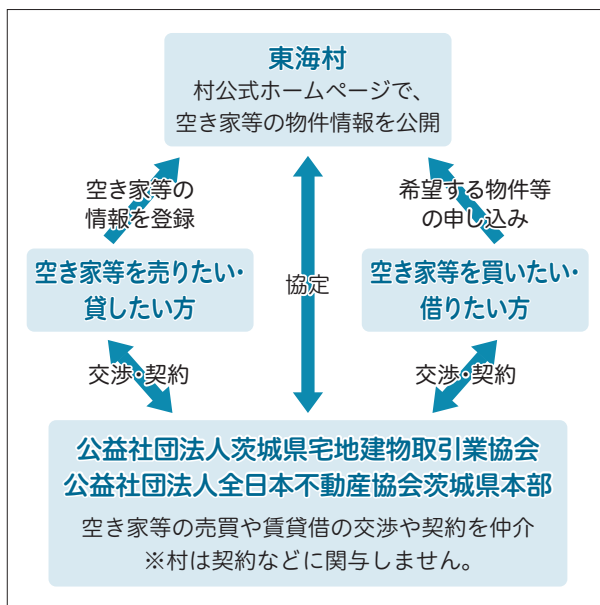
※一部、登録できない空き家・空き地があります。詳細は、村公式ホームページ(右QR(二次元コード)よりアクセス可)をご覧ください。



問い合わせ

都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)

【「東海村空家・空地バンク」の仕組み】



空き家のこと、相談してみませんか？「専門家無料相談会」

村では、村内に空き家を所有または、近い将来空き家になる可能性のある住宅をお持ちの方を対象に、専門家(弁護士・司法書士・建築士・宅建士・行政書士)が無料で相談に応じる「専門家無料相談会」を開催します。

- 日 時 10月29日(土)午前9時から
- 場 所 101会議室(役場別館)
- 対象等 村内に空き家をお持ちの方、空き家になることが見込まれる住宅等の所有者、相続人など(先着3人)
- 内 容 空き家の活用、管理、相続、権利関係などに関すること

【申し込み・問い合わせ】

都市政策課(役場行政棟2階)備え付けの申込書に必要事項を記入の上、9月1日(木)から20日(火)までに、都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)へ申し込みください。※申込書は村公式ホームページからもダウンロードできます。